

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業業務委託の概要

### 1 趣旨

本県の後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の使用割合は全国第46位にとどまっていることから、広く県民にジェネリック医薬品の正しい情報の周知を図ること、特に、高齢者と子の保護者を重点年齢層と位置づけ普及啓発を行うとともに、医師、薬剤師が患者にジェネリック医薬品の説明を行う際に使用する説明用ツールを作成することとした。

更に感染症、呼吸器疾患の患者の多い1月を「ジェネリック医薬品使用促進強化月間」とし、この期間に集中的に県民への普及啓発を実施することにより、ジェネリック医薬品の正確な情報を広く県民に周知するため、県民への啓発及び患者説明用ツールについて企画提案を求めるものである。

### 2 実施時期

平成30年度

### 3 委託内容

- (1) ジェネリック医薬品説明補助シートの作成
- (2) 受付カウンター用案内立札（ジェネリック医薬品希望の申し出を促す）の作成
- (3) 待合モニター用啓発動画の作成
- (4) テレビCM・SNS用等の映像の制作及びインターネット、SNS等を利用した広報の発信
- (5) テレビCMの放映
- (6) 子の保護者向け小冊子（マンガ形式）の作成

### 4 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

（理由）

事業者から企画提案を公募することにより、事業者の企画力、ノウハウ、事業実績、業務遂行体制などを総合的に審査し、最も効果的な普及啓発を実施できる事業者を選定することが可能となるため。

### 5 経費

金7,661,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（想定内訳）

(1) ジェネリック医薬品説明補助シートの作成	875千円
(2) 受付カウンター用案内立札の作成	1,175千円
(3) 待合モニター用啓発動画の作成	298千円
(4) テレビCM・SNS用等の映像の制作及びインターネット、SNS等を利用した広報の発信	2,282千円
(5) テレビCMの放映	2,497千円
(6) 子の保護者向けマンガ形式の小冊子の作成	534千円

### 6 その他

- ・前金払い（契約料の30%以内）を可能とする。（事業の実施にあたり、受託事業者の資金を担保するため。）
- ・契約保証金は免除とする。（山梨県財務規則第109条の2第7号「指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要ないと認めるとき。」）